

○犬山市下水道マンホール広告の掲載に関する要綱

令和4年2月16日要綱第4号

改正

令和5年3月16日要綱第30号

犬山市下水道マンホール広告の掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が設置する公共下水道に係るマンホール蓋(以下「マンホール蓋」という。)への広告の掲載について、犬山市広告掲載事業実施要綱(平成19年1月10日施行。以下「要綱」という。)、犬山市広告掲載基準(平成19年1月10日施行)及び犬山市自由提案型広告事業募集要項(令和元年8月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 広告の掲載対象となるマンホール蓋は、別表のとおりとする。

(規格等)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 直径612ミリメートルの円形(マンホール蓋の構造上の穴の部分を除く。)

(2) 仕様 ZAM鋼板製ベースプレートに広告をプリントしたポリウレタン製シートを貼り付けるもの

2 広告のデザインは、地域の良好な景観の形成について必要な配慮を行わなければならない。

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は、広告を設置する日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)の初日から起算して2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間中において、市の都合により広告の掲載を停止した場合は、その停止した期間の日数に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告料)

第5条 広告の掲載料は、マンホール蓋1か所につき月額4,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、募集の都度市長が定める日までに、要綱第7条の犬山市広告掲載申込書(第9条第1項において「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 広告案

(2) 申込者が行う広告に掲載しようとする事業の内容が分かるチラシ、パンフレット等の書類

2 市長は、前項の申込みがあった場合において、必要があると認めるときは、申込者に対し、広告案の内容の修正等を指示することができる。

(費用負担)

第7条 広告の作成その他広告の掲載に関し必要な手続等に係る費用は、要綱第11条第1項の通知を受けた者(以下「広告主」という。)が負担するものとする。

(維持管理)

第8条 広告主は、掲載期間中においては、広告を掲載したマンホール蓋について定期的に点検を行うものとする。

(掲載期間の更新)

第9条 広告主は、掲載期間を延長しようとするときは、当該掲載期間の末日の1月前までに申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、掲載期間を1年間更新することができる。この場合において、更新回数は、2回を限度とする。

(デザインの変更)

第10条 広告主は、掲載期間中において広告のデザインを変更しようとするときは、当該変更をしようとする日の2月前までに犬山市下水道マンホール広告デザイン変更申込書(様式第1)に変更後の広

告案を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市下水道マンホール広告デザイン変更決定通知書（様式第2）により広告主に通知するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定による広告の募集、申込みその他の必要な行為を行うことができる。

附 則（令和5年3月16日要綱第30号）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

別表（第2条関係）

名称	位置
犬山駅西口マンホール1号	大字犬山字富士見町地内
犬山駅西口マンホール2号	大字犬山字富士見町地内
犬山駅東口マンホール1号	天神町一丁目地内

様式第1 (第10条関係)
犬山市下水道マンホール広告デザイン変更申込書

年 月 日

犬山市長

申込者

所在地 _____

名称及び

代表者名 _____

連絡先 _____

犬山市下水道マンホール広告の掲載に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、広告案を添えて、次のとおり申し込みます。

広 告 主	名称 代表者 事業所の所在 連絡先
広告の内容	
掲載期間	
変更理由	
備 考	

様式第2（第10条関係）

犬山市下水道マンホール広告デザイン変更決定通知書

年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けで申込みのありましたマンホール広告のデザイン変更については、次のとおり決定したので、犬山市下水道マンホール広告の掲載に関する要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

広告の内容	
決定区分	可 ・ 否
否とした場合の理由	
掲載期間	
広告掲載料	金 円
備考	